

令和4年度 雲仙市入札監視委員会 第1回定例会 議事概要

開催日時	令和4年5月31日（火）午後2時～午後4時10分
開催場所	市役所本庁舎別館3階 会議室2～3
委員	<p>中村 聖三 委員長（長崎大学大学院 工学研究科 教授）</p> <p>川島 陽介 委員（弁護士）</p> <p>山口 純哉 委員（長崎大学 経済学部 准教授） 欠席</p> <p>重野 淳 委員（公募委員）</p> <p>古川 鶴 委員（公募委員）</p>
次第	<p>▶指名停止措置案件の報告</p> <p>▶抽出案件の審議</p> <p>① 瑞穂総合支所屋外附帯工事</p> <p>② 市道愛野山ノ口・野井山谷線道路災害復旧工事</p> <p>③ 準用河川金浜川（1）河川災害復旧工事 準用河川金浜川（2）河川災害復旧工事（関連）</p> <p>④ 西光寺地区（畑）災害復旧工事 神ノ前地区（畑）災害復旧工事（関連）</p> <p>⑤ 市道小浜松平1号線路肩復旧工事</p> <p>⑥ 小浜第1配水池水系（羽毛合）配水管撤去工事</p> <p>⑦ 京泊（南串山）漁港整備事業仮橋設計業務</p> <p>⑧ 社会教育施設建築設備・防火設備定期報告業務</p>
市出席者	<p>財務部長 三宅隆浩</p> <p>【事務局】</p> <p>契約検査課長 峰添恒彦</p> <p>契約検査課課長補佐 山口定征</p> <p>契約検査課参事補 中峯 崇</p> <p>【工事担当課】</p> <p>財産管理課…荒木課長、前田課長補佐</p> <p>道路河川課…北川課長、横田課長補佐、馬場主事、山本主事</p> <p>農漁村整備課…菅課長</p> <p>水道課…大場課長、富永課長補佐</p> <p>生涯学習課…中島課長補佐、小林主査</p>

指名停止措置案件の報告

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>辞退の理由の中で、国への申請が必要な内容であることが判明したとあるが、他の業者が落札したらこういう事はなかったということか。</p> <p>落札する意思がないのに応札をしている。落札する気がなかったら、辞退してもらおうほうが良いと思うが。</p> <p>辞退することで、何か不都合なことがあるのか。</p>	<p>資格の準備が出来ていない業者については、辞退届を出されている。他の入札に参加された業者は資格を持っていたという事になる。</p> <p>指名をされたので、受注するつもりが無くても参加するという業者がいるというのは、事実としてあると思われる。</p> <p>特に不都合は考えられないが、最悪、全社辞退した場合は、設計内容、仕様書の内容等、見直して発注し直すことになる。</p>

審議 1 瑞穂総合支所屋外付帯工事

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>参加が1者のみであり、もはや、入札の意味をなしていないのではないか。</p>	<p>今工事は、令和3年11月に発注しており、その頃は大規模な建築工事等、数件が稼働中であつた。建築Aランクの改修工事がそれらと重なったこともあり、入札に参加しなかったのではないかと推定できる。</p>

審議 2 市道愛野山ノロ・野井山谷線道路災害復旧工事	
質 問 ・ 意 見	回 答
<p>入札額が各社接近しているが。</p> <p>落札額が2者同額である。</p>	<p>内訳書を確認したところ、業者の積算においては、いずれも適正に行われており、各社最低制限価格帯を狙った応札と考えられ、入札額が接近したものと推測できる。</p> <p>比較的単純な工種であり、また少規模な工事であるため、2者同額は偶然であったと考える。</p>
審議 3 準用河川金浜川 (1) 河川災害復旧工事 準用河川金浜川 (2) 河川災害復旧工事 関連	
質 問 ・ 意 見	回 答
<p>なぜ1者参加で、同じ業者の落札なのか。</p> <p>2つの工事の距離は。</p> <p>諸経費関係は、その後合算にしたのか</p> <p>近接した工事箇所、同一業者が落札した場合の諸経費の取扱いについて、ルール上どうなのかというところもあるが、検討いただきたい。</p>	<p>同日に14件の災害復旧工事と1件の防火水槽の工事をBランクにて入札を執行している。他地区との案件を検討した結果、敬遠され1者入札であったと推測できる。</p> <p>250mである。</p> <p>積算基準書に基づき設計をしており、1工事毎に諸経費を算出し、合算は行っていない。</p>
審議 4 西光寺地区 (畑) 災害復旧工事 神ノ前地区 (畑) 災害復旧工事 関連	
質 問 ・ 意 見	回 答
<p>落札者以外全者失格である。設計の再検査はしているのか。</p>	<p>内訳書を確認したところ、業者の積算においては、いずれも適正に行われており、各社最低制限価格帯を狙った応札と考えられるが、ランダム係数が高く出てしまったことにより失格者が多数発生したと、推定できる。</p>

<p>ランダム係数についても、雲仙市にあった方法で、ご検討をいただければと思う。</p>	
<p>審議 5 市道小浜松平 1 号線路肩復旧工事</p>	
<p>質 問 ・ 意 見</p>	<p>回 答</p>
<p>入札額にばらつきがあり、1 者のみが範囲内である。また、辞退者も多い。このような応札状況になった理由は何か。（談合防止の観点から抽出した）</p> <p>入札を行う以上は、受注意欲のある業者が何者かいる形が望ましいので工夫していただきたい。</p> <p>工事の平準化については。</p>	<p>内訳書を確認したところ、業者の積算においては、いずれも適正に行われている。地理的要因や難易度により敬遠した業者が多いと思われる。しかしながら、落札した業者については、受注意欲があり、最低制限価格帯を狙った応札と考えられる。</p> <p>また、工期については適正ではあるが、発注時期が遅かったことについても、辞退が多い要因であると考ええる。</p> <p>4～6月の工事の稼働率を上げるべく、事業課においても前倒しして発注を行っていると考えている。</p>
<p>質疑 6 小浜第 1 配水池水系（羽毛合）配水管撤去工事</p>	
<p>質 問 ・ 意 見</p>	<p>回 答</p>
<p>辞退者 7 者、不参加 2 者で 3 者しか入札に参加されていない理由は何か知りたい。</p> <p>不参加の場合には何かペナルティーはあるのか。</p>	<p>現場条件として道路幅員が狭く、機械施工が出来ずに人力施工であるため、業者が敬遠したと推測できる。辞退の理由に、作業員の確保が困難であったり、履行期間までに完成できない、案件の内容を判断してとあるが、おおむね人力施工によるための辞退と思われる。</p> <p>ペナルティーは無いが、不参加が連続した場合等は、何らかの対策は必要と感じている。</p>

質疑7 京泊（南串山）漁港整備事業仮橋設計業務	
質 問 ・ 意 見	回 答
<p>落札価格が高く、落札業者以外すべて超過というところに不自然さを感じる。</p>	<p>標準的な歩掛であるため、設計と同等の見積は出来ると思うが、受注意欲がないため、このような結果になったと推測できる。</p> <p>また今時期に国の大型補正があり、県においても業務の発注が多数出たと聞いている。そのことも要因の一つではないかと推測できる。</p>
質疑8 社会教育施設建築設備・防火設備定期報告業務	
質 問 ・ 意 見	回 答
<p>参加自体が約半数である。一定の競争性を確保する、効率的な入札を実施するなどの観点から検討を要すと考える。</p> <p>過去にも、同じような事がおきていないのか。</p> <p>ある程度まとめて、数年度分を発注する等、工夫してみてもどうかと思う。</p>	<p>今業務については、空調の風量確認であったり、非常用照明の照度調査であったりと、自社のみの業務作業ではなく、協力会社が必要であるため、相手先との関係性もあり辞退・不参加が増えた要因ではないかと推測できる。</p> <p>この案件については、当初11月10日に入札をし、不落という結果であった。その案件の内容を分割して発注したものであるが、その最初に不落になった案件についても、11者を指名して辞退が3者、不参加が3者、計6者が参加していない。内容は5者が失格と最低制限価格を下回ったため、入札が成立しなかった。</p>
その他（不落案件について）	
<p>災害復旧工事における不落の理由はなにか。</p>	<p>一般的な災害復旧工事での不落が多い理由は、現場条件が悪いというのがあり、特に河川災害復旧工事は、現地に行き着くまでの道が無いことや、水替工に伴う施工難等が考えられる。</p>

不落の入札案件が入札結果一覧表に記載されていないのはなぜか。

不落の入札案件はどれくらいあるのか。

令和元年5月27日の本委員会から提出された意見書において、災害復旧工事の不落について指摘されているが、その後に改善されているのか。改善されていないとすれば、その原因はなにか。

また同時に多数の災害復旧工事が発注されるため、技術者・作業員確保や手持ち工事関係で、敬遠される業者が多いというのが関係していると思われる。

不落の案件は、指名替え等により再度入札を行うことがある。委員に入札結果一覧表を示した段階で、再度の案件の入札前の場合においては、予定価格が事前に公表されることが適正でないと判断し、記載をしていない状況である。

災害復旧工事の不落の入札案件は、36工事中5件である。

(※500万円以下の案件は、24件中2件)

令和元年4月から、設計額500万円未満の災害復旧工事についても制限付一般競争入札を行えるように要綱の改正を行った。

その経過であるが、令和元年度は災害の発生が少なく、500万未満の災害復旧工事で5件中、不落は0件であった。

令和2年度も、それほど多くなく、500万未満で9件中、不落は0件であった。

令和3年度(昨年度)は集中豪雨による災害が多かった年であり、500万未満の災害復旧工事で24件中、不落が2件であった。

災害復旧工事の特徴である現場条件等による不落は、指名入札と違い幅広い参加が可能となったことにより回避されていると推測される。

ちなみに、要綱改正前の災害復旧工事が多かった平成29年度は、500万未満の災害復旧工事で27件中、不落が12件であったので、一定の効果があったと思われる。

また、担当課において、敷鉄板等の仮設工を当初から計上を行ったり、予算繰越承認後に

	年度を跨いで発注するなどによる効果も表れているものと考えられる。
審議案件に関する委員会の所見	
いくつか議論があったが、審議の結果、入札及び契約の過程並びに契約の内容等の透明性や競争性の確保について大きな問題は認められない。	